

スタートして半年

10月から65歳以上の人の
保険料の納付が始まります

四十歳以上の人がすべてが加入し、高齢者の介護を社会全体で支える介護保険制度がスタートして半年が経過しました。

広報九月一日号でもお知らせしたように、十月から六十五歳以上の人が(第一号被保険者)の保険料の納付が始まります。六十五歳以上の人は、今年四月から九月までの半年間は特別対策として軽減措置が取られていて、保険料を徴収しません。そして十月から来年九月までの一年間は、本来の保険料の半額を納めることとなります。

第一号被保険者の保険料の納付方法は、年金からの天引きによる特別徴収と、市から送られる納付書を使って金融機関等で納める普通徴収があります。特別徴収は十月に支払われる年金から始まり、普通徴収は十月が最初の納期になります。より良い制度の執行に向けて、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

サービスを利用するためにはまず申請を

日常生活に支援が必要となった場合や、常に介護を必要とする状態になり、ホームヘルパーなどの介護保険のサービスを利用するためには申請をし、認定されることが必要です。寝たきりや軽度の痴ほうなどで介護が必要な状態であると判断された場合、申請書を提出することをお勧めします。申請により不利益となることは何もありません。申請の際に、これまでの介護の状況をお聞きしながら、在宅介護の負担を軽減するための相談に応じています。

申請は、市役所保健福祉課または最寄りの在宅介護支援センターで受け付けています。申請に印鑑は必要ありませんし、提出に期限はありません。また、申請の際には、認定審査をするときに必要となる意見書を書きます。

申請をした後は



申請書が提出されると市役所から職員が訪問調査に伺います。また、申請のときに申し出てもらった医師から意見書を書いてもらいます。意見書と訪問調査の結果は介護認定審査会で合わせて審査され、判定が行われます。判定結果については、申請から三十日以内に文書で通知します。

でもらうために、かかりつけの医師の氏名と専門科(整形外科など)、病院名、病院の所在地の記入が必要となります。診察券などであらかじめ確認しておいてください。かかりつけの医師がいない場合は、申請書を提出するときに申し出てください。四十歳から六十四歳の人(第二号被保険者)については、医療保険に加入している人で特定疾病(脳血管疾患など老化に伴う十五の病気)によって介護や支援が必要となった場合に、介護保険のサービスを受けます。そのため申請をするときは、加入している医療保険の保険証の写しと、申請書には具体的な疾病名を記入してもらう必要があります。

65歳になったら被保険者証を交付



六十五歳になった人には、介護保険の被保険者証を交付します。四十歳から六十四歳までの人の場合は、要介護認定などの申請をした人にも交付します。

介護保険の被保険者証は介護保険でサービスを利用する場合に使用するものです。病院に行くときは、今までどおり医療保険(国民健康保険や社会保険など)の保険証を間違えないように持って行ってください。

問い合わせ
市役所保健福祉課
介護福祉推進室高齢福祉係
☎373・2111
☎270、271、233
白根市在宅介護支援センター
☎373・4663

十月一日は、

国勢調査の日です。

国勢調査は大切な調査です

国勢調査は日本に住んでいるすべての人を対象とする最も大規模で大切な調査です。大正九年に第一回の調査が行われてからほぼ五年ごとに実施されており、今回で十七回目の調査となります。

特に今回は国際連合が勧告する二〇〇〇年ラウンド人口・住宅センサスの一環をなすものとして国際的な意義を持ち、日本だけではなく、アメリカやイギリス、オーストラリア、インド、南アフリカなど、世界約二百の国・地域で実施されています。

記入にご協力ください

九月下旬から総務庁長官が任命する調査員が、皆さんのお宅に伺って調査票をお渡ししています。調査の内容は、性別や年齢、生

れた年月、仕事について、住宅についてなど全部で二十二項目です。お手元に届いたら、「調査票の記入のしかた」をよく読んで記入をしてください。

記入は黒の鉛筆でお願いします。仕事についての項目の一部を除いて、数字を記入し、マークを塗りつぶす方法になっています。

記入していただいた内容は、統計を作成するためだけに使い、ほかに漏れないよう厳重に保管しますので、ご安心ください。後日、調査員が再び皆さんのお宅に調査票を受け取りに伺いますので、調査票は折ったり汚したりしないように保管してください。

調査結果はこんなふうに利用されます

議員定数の決定、地方交付税交付金の算定基準、都市計画区域の指定

などは法令によって、国勢調査の人口を用いることになっています。また、経済計画・都市計画などの各種計画、福祉施策、雇用対策、防災対策、生活環境の整備など、国・都道府県・市区町村の各種行政施策の基礎資料として利用されます。ほかに、将来人口の推計、修正率などの人口分析、地理学・社会学・経済学などの学術研究や、小・中学校の教育資料にと、さまざまな分野で幅広く利用されています。

調査結果からこんなことがわかります

例えば、五年前の平成七年の集計結果を見ると、
「日本の人口は約一億二千五百五十七万二千四百六十六人で世界人口の二・二%を占めています。第一位は中国、第二位はインド、以下アメリカ、インドネシア、ブラジル、ロシア、パ

キスタンと続き、日本は第八位」
「六十五歳以上の人口は総人口の一四・五%を占め、増加率は過去最高でした。また十四歳以下の人口は総人口の一五・九%を占め、過去最低の人数になりました。二十二の都県で六十五歳以上の人口が十四歳以下の人口を上回りました」
「全国の持ち家世帯は二千五百六十三万三千三十七世帯で六〇・二%の世帯がマイホームを持っています。最も持ち家率が高いのは、富山県の八〇・四%、最も低いのは東京都の四二・〇%、新潟県は五十六万五千二百四十四世帯で持ち家率は七六・一%でした」
といったようなことがわかります。

さて、五年後の今年はどのように変化しているでしょうか。その結果を出すのは、皆さん一人ひとりで。ご協力をお願いします。

調査にご協力ください



問い合わせ 企画財政課総合計画係
☎327、321、322